二一五　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　二二　五
二一六　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二六　二
二一七　特定投資指針　二六　143　三七
二一八　株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十第一項の規定に基づき、指定営業所を指定する件　二六　143　三九
二一九　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九　145　六
二二〇　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十七年度の初日から平成二十七年度の末日までの輸入数量を告示する件　三〇　四
二二一　平成二十七年度の初日から平成二十七年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三〇　四
二二二　平成二十七年度の初日から平成二十七年度の初日から平成二十七年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三〇　四
二二三　平成二十七年度の初日から平成二十七年五月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　三〇　四
二二四　国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準の一部を改正する件　三〇　146　一五
二二五　**○財務省、農林水産省**　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八　二
二二六　**○財務省、農林水産省、経済産業省**　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　二三　四
二二七　**○文部科学省**　少年院法及び少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示　一　四
二二八　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一　123　四〇
二二九　技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件　八　128　一
二三〇　平成二十七年度において社会教育主事の講習を実施する件　二六　三
二三一　教科用図書検定申請受理種目の一部を改正する件　三〇　146　一五
二三二　平成二十八年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を告示する件　三〇　146　一六
二三三　**○文化庁**　重要文化財を管理すべき団体を定める件　一　四
二三四　著作者の実名登録の件　二　四
二三五　著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件　二五　二
二三六　**○厚生労働省**　医療法第四条の二第一項の規定に基づき特定機能病院と称することを承認した件の一部を改正する件　一　四
二三七　組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件　一　四
二三八　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　二　五
二三九　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　三　二
二四〇　確定給付企業年金法施行令第六十七条第一項の規定に基づき確定給付企業年金の業務の一部を委託できる法人を指定する件　四　三
二四一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病の全部を改正する件　九　二
二四二　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　一八　136　八
二四三　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　一八　136　一六
二四四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件　一九　一三
二四五　歯科技工士法の規定に基づき、指定登録機関及び指定試験機関を指定した件　二二　六
二四六　国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件　二三　四
二四七　遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号に基づき厚生労働大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件　二三　139　一九
二四八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十七条の六第一項の規定により希少疾病用医薬品の指定を取り消した件　二四　三
二四九　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定した件　二四　三
二五〇　労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件　二六　144　一
二五一　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する件　二六　144　七